

Title	方苞の散文：その形成をめぐって
Sub Title	The prose of Fan Pao
Author	佐藤, 一郎(Sato, Ichiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1961
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.12, (1961. 7) ,p.84- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00120001-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

方苞の散文

——その形成をめぐって——

佐藤 一郎

一

号の望溪^{（ほうけい）}で知られる方苞^{（ほうほう）}の散文はなるほど復古主義的であり、顧炎武・王夫之のような強い民族意識をもたなかったために、とかく現在では軽視されがちであるが、清代散文の主流を形成した桐城派古文の創始者の存在は、いろいろな意味で重要である。一つには桐城派の始祖としての文学史的な比重の大きさであり、いま一つは方苞の散文自体の問題である。まず前者について述べると、劉大櫛（海峯）・姚鼐（姪伝）へと、いずれも安徽省桐城県からすぐれた継承者を輩出して文壇に地位を確立し、清の中葉には曾国藩が全国的規模にまで影響範囲を拡大し、清末には林紓が新文学の発生と複雑な相互関係を結ぶなどして、その餘光は民国初年にまで及んでいる。しばらく基本的には封建体制擁護に組した桐城派の役割りに目をつぶるならば、これは清朝一代の正統文学史上、他に例を見ない創始者としての成功である。わたくしはこの事実を重くみたい。現代文学にすら否定的媒介として働いている桐城派古文を、その最初の姿において執えてみたい。どうしてこれほど大きな成功を収めることが出来たのか？ これがもう一つの問題であり、その散文を可

能にしたいくつかの条件をとくにこれまで比較的等閑に附されてきた側面からとりあげてみたい。最初の疑問もこのなかではっきりさせていきたいと考える次第である。彼の文学的環境・義法理論・南山集事件、これが彼の文学を性格づけている。これ等は誰が考えても重要な問題に違いないが、彼が清朝に対して反感を抱いていた人々のなかで自己を確立し、文学を形成した人であることをここでとくにいいたいのである。厳格な古文家方苞は、意外にも自由な立場の在郷の知識人と深い関係をもつ。だからといって彼の文学が自由な文学だというのではない。彼はこのような落差の大きな環境から、その散文を形成していったのである。

数えて八十二年にわたる彼の生涯を、その文学的形成に従って大きく区分すれば、第一期は二十三歳頃までの準備時代、第二期は二十四歳頃から四十三歳までの義法の主張と作品活動時代、第三期は四十四歳の南山集事件に連座してから晩年までとなる。以下この順に問題の所在を明かにしていきたいとおもう。

二

清朝の旧文壇と交流のあった明治時代はいざ知らず、近頃のわが国ではごくせまい範圍にしか知られていないこの厳格な古文家を説くためには、まず方苞その人の経歴に多少の筆を費やさなければなるまい。筆者の眼に触れたところでは、まとまった論文としてはほとんど唯一のものであり、明治もまだあまり遠くない大正年間の橋本循博士の『方望溪』（京都大学『芸文』大正九年所収）ですら、二回のうち一回を割いて伝記に当てているほどである。それからさらに四十年経った今日では、方苞その人の経歴もいっそう遠く感じられるものになったかもしれないが、順を追った伝記は同氏に譲り、いささか恣意的な伝記を綴りながら、表題にかかげた問題について考察することにする。

以下のやや長い引用文は、方苞の文章の一端を示すために最初のうちには書下し文にするが、途中からは原文に句点と固有名詞を示す記号をつけた引用を試みよう。なおテキストは手元にある流布本『望溪先生全集』（成豊元年序。本集三百八十四編、集外文百八十二編、集外文補遺五十二編、を収録。王兆符・程鋈が編輯して方苞七十九歳の時に刊行したにはじまり、後に方苞の曾孫や知友の間に散逸していた文章を集めて集外文と名付け、戴鈞衡が編纂した）と、最近香港の広智書局からでた『方望溪全集』（多少の文字の異同は

あるが同じ内容)を用いた。

『方苞(一六六八〜一七四九)・字は靈皋・望溪と号した。本籍は安徽省桐城県。康熙七年に母の里方である六合の留稼邸に生れ、官は内閣學士礼部右侍郎にまで昇り、乾隆十四年八十二歳の天寿を全うした。前記全集(その内容はほとんど文集であり、『望溪先生文集』または『望溪文集』で知られる)の外、春秋三礼関係の著書が多い。曾祖は広西の副使、祖父は蕪湖の司訓。父は諱を仲舒といひ逸果の号ですこしは世に知られた詩人であった。母は呉氏。兄、諱は舟、字は百川、苞より三歳の年長で時文(すなわち八股文または制藝のこと)の上手。弟が一人。あとは女兒弟であわせて八人。かなりの大家族である。方家にはもともと二百畝、すなわち日本の約十二町歩(中国の約六倍。約百八十坪)、『与劉言潔書』からすくなくとも百餘畝(『与韓慕廬學士書』)程度の先世の遺田があり、たとえ小作人と歳入をともし、また大家族であったからとはいへ、「衣食を給するに足りない」(『与劉言潔書』)ほど貧困ではあるまい。事実『与韓慕廬學士書』では、「歳、旱潦かんろうと無く、家人の半ばを食う可く、更に相知の氣力有る者を得て、少しく之を潤沢ならしめ、其の身寛然として人に求む無からしめば、百事を屏ひそけて書を窮山に抱え、以て其の志す所を究む可し。」といっているように、経営よろしきを得たなら、一家の生計は立ったはずである。ところが同じ方苞の『弟椒塗墓誌銘』では赤貧洗うがごとき少年の思出を活写して、「弟兄並びに女兒弟數人、皆、瘡痍數歲瘳えず。而して貧にして衣なし。壞木有りて西階の下に委あかれたり。毎に冬月の候、曦光ぎこうの檐下を過ぎれば輒ち大いに喜び、相呼びて木上に列坐し、漸移して噴ひたに就きて東牆の下に至れり。日西するの夕、牽き連れて室に入る。意常に慘然たり。兄の蕪湖に赴くの後、家益々困む。旬月の中、属々再び食わず。或いは果餌を得れば、弟は嗜まざるに託言たくげんして、必ず余をして之を啖くわしむ。時に家に僮僕なし……弟、性警敏鷄鳴市に入りて米薪を購ひ、日中は家事を治め、客至らば、吾が母を佐けて酒漿を供せり。」

いかに父の逸果が任官しなかつたからとはいへ、代々官吏をつとめ相当の農地をもつた家の子女が、着物に困つて日向ぼっこを喜び、三度の食事にもこと欠く有様だったというのは異常である。この異常は、なにが原因で引き起こされたのだろうか。その最大の原因はなによりもまず父逸果のあまりにも詩人でありすぎたことに求めなければなるまい。彼はおよそごく初歩的な經濟觀念にすら欠けていた。性格は豪放でまた多感、そして客を好み、少しも家計を顧みない。すなわち「吾が父は則すなに親賓を召し、劇飲号嘔、以て自ら

混ず。或いは郊野に遊び、沈暝して然して後帰る。苞が人事を省みて自り、未だ嘗て吾が父母の一日の安きを見ざる也。」(『台拱園墓碣』)これは若死した苞の兄と弟との命日や誕生日の父の姿で父性愛・人間愛に溢れているが、『先母行略』で母の苦勞を述るくだりでは、「旬月の中、再び食わざる者屢々なりき。而して先君子、交游を喜び、江介の耆旧の過從すれば虚日と無く、必ず肴蔬を具え、淹留日を竟えぬ。」家計が成り立たないにもかかわらず、交際費だけは無限に費わなくては気がすまなかった。その友人には錢澄之(明の遺変後門を杜じて撰輯。最近の中国ではその詩文としんとかか杜濬・杜芥の兄弟明の遺老「国朝先生事略」いずれも遺逸の項。詩文)があり、知人には文字の獄をひきおこし、後に方苞の全生涯における一つの転機をつくるに至った戴名世註3あり、ともに交わるころは当代一流の在野硬骨の詩文家ばかりである。以て父逸果の為人と詩人としての名声をしるふことができよう。

方苞はこの貧しくはあったが、やや反逆的な姿勢を持つ文学水準の高い家庭で次第に自分の才能を見出し、また進むべき方向の示唆を受けるようになる。その過程を蘇惇元の編纂した『方望溪先生年譜』によって主として見ていくと、彼が文学才能をはじめてあらわしたのは数えて四歳の時であった。康熙十年のある日のこと父が鶉鳴に起るとたいへんな濃霧だったので「鶉声隔霧」の句を得、対句を作れることを命じた。苞はすかさず「竜氣成雲」と答えたという。同じく教えの五歳、父から經文章句を口授され、七歳(以下)には兄といっしょに父の外出に乗じて逸果が固く篋中に藏した旧板『史記』を取出し、これに眼を通した。十歳には兄百川に教わってひろく經史百氏の書を読むようになった。翌年、彼が十二歳の時に、先生がわりだった兄は祖父のいる蕪湖の学署に去り、後に残されたかれと弟の椒塗は再び父の教育にゆだねられたらしい。彼は党塾で学習したことがなかったから、父と兄の教育の影響は、とくに重大である。「太公の先生及び弟椒塗に課する、誦読甚だ嚴なり。」そしてまた、「先生未だ成童ならざるに、易・詩・書・礼記・左伝皆能く倍誦せり。」というように、その成績も顕著なるものがあった。

一方、この年頃の苞が自分の好むところにして読書に励んだであろうことは、容易に想像されるが、そのほか、父に影響されて多少は時世に反逆的な感情を抱いていた節も見受けられる。『再与劉拙修書』では、『僕が少きころ交る所は、多くは楚越の遺民にして、文藻を重んじ、事功を喜び、宋儒を視て腐爛と為しぬ。用いて以て年二十、目未だ嘗て宋儒の書に渉らず。』といっている。十六歳、兄百川に随って友を閩巷の間に求めはじめた。

『与韓慕廬學士書』によれば、方家の暮らし向はこの頃ますます悪化したらしい。「苞童稚より未だ嘗て党塾の師に従わず。父兄、經書を誦し学を承け古文を治めることを命ず。年十四、五に及ぶや、家累漸ちやうやく衣食に迫られ、以て相通ずるに足らず。生徒を收召して其の資用に頼り、以て朝夕を給し、然して後学びて時文を為らんと欲す。」この苦学生方苞は十九歳には桐城県で受験した。

また年譜ではこの歳の事項の最後に書かれている『薦青山人詩序』（註₂に原文の一部あり）の事實は、かれが散文への道をひたむきに歩むにいたった一つの動機として重要である。同時に父に対する態度がよく表わされている上で重要である。すなわち、「苞の童時、先君子の錢欽光・杜于皇諸先生と詩を以て相唱和するに侍し、其の鏗鏘を慕いて、竊かに效わんと欲せり。先君子戒めて曰く、以て為す毋れ。是れは小道と雖ども、然も其の性質を本とし、遭遇を別にす。而して学を以て誦する者、志を尽し世を終うるに非ざれば、其の成るを企つ能わず。其の成るに及ぶや、則ち高下浅深純駁は、各々其の人に肖て以て相易る可からず。……而して少壮有用の心力を耗すは躬自薄みづかうするに非ざる乎と。苞、是を用いて意を詩に絶てり。」この父の言葉は、よほど感銘が深かったのであろう。『喬業洌詩序』でもまったくおなじ事實を、やや表現をかえて述べているほどである。同詩序ではさらに「年二十、客遊京師、偶為律詩二章。數日、涇陽劉陂千、勿相視而嘻曰、吾有所見子詩、信子之云乎。藝未成而爆之、後自悔焉而莫可追也。」（以下原文）と書いているが、事實方苞は一生のあいだほとんど詩を作らなかつた。士大夫層の必須の教養の一つに作詩が考えられていた時代に、詩を作らなかつたということは、教養としての詩の拒否を意味する。習慣とか交際のためとか出世のためとかを考えれば、たとえ天分がなくても韻書を繙いて文字を並べるのが普通であるのに、^{註₄}そうした常識に従わなかつた。自分の才能の方向を、よく自覚していたからであろう。ここに方苞の文学の基本的な性格の一つである狭く深く、厳しく、鋭しく、傾向が早くもあらわれていることに、われわれは注意しなければなるまい（ただし南山集事件の頃からはとくに深く、精しく、傾向が強くなっている）それとともに常識への反逆をなすのに、あくまで父の言葉を正面に立てる用心のよさも見逃がすわけにはいくまい。孝を中心思想に持つ儒教道徳に照らせば、父の遺訓を盾にとることは、自己の主張のもつ刺激性を和らげるのに、もっとも都合のいい働きをつねに期待できたからである。が、とにかく、方苞の古文への精進は、父の言葉を契機に一層積極的なものになった。

ここで彼と父との関係に少しく触れておこう。方苞は父仲舒から学問や文学の上ではさまざまな恩恵を蒙ったが、その常識を無視し

た生活態度にはむしろ反撥を感じていた面があるのではなからうか。かれは実生活での被害者の一人だった。しかも性格は豪気でもや不遜父の權威に屈服してばかりいたとは考えられない。顧炎武や王夫之のような徹底した態度はとらないにしても、明末清初を生きた父やその周辺の人人に見られる反清感情註や世をすねた態度は、かれにはやや遠く感じられた。そしてより、堅実であり、より自己抑制的な態度、言葉をかえれば、生れた時から存在する支配体制を認め、そのなかで学問なり文学なりの完成を計ろうとする方向があった。方苞にしても、父たちの態度に同情はもてたが、すでに支配体制を固め興隆の一途をたどる清朝の極盛を眼の前にして、違和感は強かったのではなからうか。方苞はこの同情（尊敬の念を含む）と違和感の矛盾のなかで、自己の文学の確立を計らなければならなかった。また、父と方苞とは同じく文学に志を立てながら、一方が詩人であり他方が散文家であることに象徴される生活感情の相違がある。しかも父の詩人は世にすねることで一層実生活の破綻を無視する傾向を深め、方苞をして父の道をもまま辿ることは不可能であると悟らせたのではなからうか。もちろん父にしたところで、アウト・サイダー的な自分の道を息子にまで歩ませるつもりはなかった。自分の辿った道はその一代で終りであり、子供たちはそれぞれ官吏登庸試験の難関を突破し士大夫階級の理想である挙人・進士の大道を往くことを望んでいたのだらう。ごくまともな古典教育を熱心に試みている。方苞の文学は、この官吏となる修業と矛盾しない形ではじめて可能となった。彼は父から文学的資質を受継いだが、自由奔放の精神や態度とは反対の体系に近づくことを願った。既存の秩序に対立する方向を間近に見ながら、自己完成の方向に切抜け、時には世俗の約束を無視してかかりながらも、秩序のなかでの異色ある存在を目指したのである。

三

さて、少し先を急ごう。二十歳、『五経注疏大全』を繰返し読む。後、崑山の徐氏が刊行した『通志堂宋元経解』を得てこれに打込み、衆説をひろく尋ねて句節字劃を刪ること三度、二十餘年かかって完成した。ただし同書は戴鈞衡の識語に見えるように、現存していない。経学への烈しい情熱と、ものごとをはじめたら納得のいくまでつきつめない気のない性格がよく出ている。

この徹底した性格は、後に文章を人から依頼されるようになって、充分の用意とそれに感興がともなわなければ筆を執らなかつた

ところに現れている。得難ければ値打ちがでるのが一般法則である。故に人は文を得ようとして、いろいろ苦勞している。いくつかの例をあげておこう。「涉江就余、窺其意、欲得余文、甚迫而口不言。余動於其誠。」『重建潤州鶴林寺記』のように、ごく低姿勢で成功したり、「余曰、凡吾為文遲速、未可以期。待吾意之適、而後得就焉。」『甯晉公詩序』と面と向って主張するのを拝聴したり、あるいは文字通り「期す可らず」で、「諸子因吾子弟、以請銘。歳時無虛、至今九年而未克就。」『吳宥函墓表』といった慎重さと凝り性気むずかしさの成果を珍重したのだった。

二十二歳、歳試に第一位で桐城県学の弟子員に補せられ、学使高裔の知遇を受ける。時文を好まなかった彼を励まし、上級試験である郷試のために四六駢儷体の文章をさかんに作らせたのは、高公素侯の力であった。

二十三歳、春三月四日、弟椒塗が死んだ。その死に間にあわなかった方苞は、服喪してなかなか結婚しようとしなない。父母がせきたてるので、ようやく十一月には蔡氏を娶るには娶ったが、古礼にしたがっても不御内の期間は三ヶ月であるのに、彼はなおも婚を成すに忍びず、寝を異にすること旬餘、これを知った一族はおどろいて、いろいろ物議の種になるにいたった。そこで方苞も折れて夫婦の契りを結んだが、生涯これを恨みにしたということである。^{註6}この例でもわかるように、彼が儒者としての自分自身に課した規範は、一般の読書人の常識をはるかに越える程度にまで達していた。このリゴイズムは風雅を愛する文人の態度とはまったく異質のもので、また中国の士大夫に共通した性格として見られる倫理観、習俗化した倫理過剰の日常態度とも、その真剣さにおいて類を異にする。方苞はすでに彼が好んで口にした南豊曾鞏の所謂「蕃道德而有文章者」への道を、自覚的に進みはじめていたと見るべきであろう。

四

二十四歳、秋には師の高裔のお供をして上京、そのまま同邸に住込み、太学に遊んだ。時に方苞の文名はいよいよ揚り、安溪の李光地（南山集事件で方苞の生命を救った）はその文を見て、「韓・歐復出。北宋後無此作也。」と嘆じ、会試・殿試に首席となり文名一世にとどろいた長洲の韓奕は、彼の文を見て、おもわず書きかけの文章を破り棄てようとしたほど驚嘆した。「廬陵無此深厚、南豊無此雄直、豈非昌黎後一人乎。」若き方苞の意気がますます揚ったのも、無理からぬことである。友人と抱負を語り合って、「学行継程朱之後、文章在韓歐之間。」

(王兆符・『望溪文集』序)の言葉を吐いたのも、この頃のことであろう。(『年譜』本文では二十五歳の項)

当時、巨公貴人は後学を収召するのを務めと心得ていたが、彼はたとえ相手が公卿であつても、まず先方から礼をつくしてこないかぎり尋ねなかった。そこでますます諸公の間で重んぜられるという風である。故郷のせまい世界から急に都に出て人々にもてはやされるようになったのは、たしかに視野を拓けるには好都合であつたかもしれないが、同時に精神の危機でもある。慢心して向上心を失えば、ただ古文を好くした青年として世人の記憶に止まるだけになり、次第に影が薄くなって、次の世代にはもう忘れられてしまう危険がある。しかし方苞はちがっていた。「学行継程宋之後、文章在韓歐之間」は、たんなる大言壮語ではなかつた。それは目標であつたこの努力を支え、その能力を引出した恩師と、恩師格ともいふべき二人について語る時機がいよいよきたようである。それは高裔と萬斯同の二人であるが、まず順序として高裔との関係について述べよう。彼は進士出身、官は大理卿にまでなつた。これも方苞の筆に成る『高素侯先生墓誌銘』によれば「公少善草書、詩詞雅健、有古作者風力、可伝於後」とあるが、とくに文名の高かつた人とはいえない。しかし、父と兄の指導と父の文学サロンの雰囲気よりほか知らなかつた方苞を、はじめて指導した肉親ではない師として、その名を逸するわけにはいかない。高の指導ぶりも懇切丁寧をきわめた。すなわち『書高素侯先生手札二則』にいう。「蓋自癸酉以前、未嘗旬月去乎先生之側。而凡所為文、先生皆指画口授焉。甲戌後授經四方、閱月論時、先生通書、必案所為時文。蓋知余素厭此、而督訓練は、文名が天下にかくれないものになつたこの頃になつても、続けられていたのである。時文への態度はこの一文にも窺えるが、彼の時文は「其意義体製、与科挙之士守為法程者、形貌至不相似。用是召誘於同進、屢憎於有司、顛頓侘傺、直至於今。」(『与韓慕廬學士書』)といつた体(てい)のものである。方苞の時文についての意見は『禮聞示貢士』に詳しいが、古文の到達点を時文に生かして用いよと説き、受験のための時文を軽視した。このように方苞の才能は、高裔の示す世間一般の規準と対立し、それを乗り越えてますます発展したのだつた。乗り越えられるべき規準を断乎として示すことが、高裔の果した役割だつたのではあるまいか。

一方、萬斯同との関係は、やや複雑である。斯同はあくまで清朝に抵抗した碩学黄宗羲の弟子で、明史研究の第一人者。時文など全然見向きもしたことがない。固く節操を守り、博学鴻儒に推薦されても言を左右して承知しなかつたほどの硬骨漢であるが、康熙十八

年明史館が設置されると『明史』を正確で充実した史書にする目的で、布衣のまま無給で修史官の原稿の核定に當った。そして一方、『明史稿』五百巻の著述に励んだのだ。この萬斯同は方苞より四十歳からの年長であり、有数の大学者であるにもかかわらず「独降齒德、而与余交。」(『萬季野墓表』)といういかにも學問に打込んだ野人らしい交際を一介の青年と結んだのである。若き方苞の感激は、如何ばかりであつたらうか。敬愛する萬斯同から繰返えしいわれた次の言葉は、青年の一生の方向を決定するのに与つて力あつた。すなわち「毎日、子於古文、信有得矣。然願子勿溺也。唐宋号為文家者八人、其於道粗有明者、韓愈氏而止耳。其餘、則資學者、以愛玩而已、于世非果有益也。余輟古文之學、而求經義、自此始。」(『萬季野墓表』)もちろん一世の大学者を讃える文章であるから、實際よりやや強い表現が採られてはいようが、おなじ文章をなおも読み進めていくと次の言葉に突當たる。「子誠以古文為事、則願一意于斯就吾所述、約以義法、而經緯其文。他日書成、記某後曰、此四明萬氏所草創也、則吾死不恨矣。」これは梁啓超の『中國近三百年學術史』にある同墓表の長文の引用にすぐつづく一節である。なお梁啓超は同書で方苞を、大性理學者であるとともに大文豪であると皮肉りに、戴南山事件では南山が彼の名を騙ったと言述れをし、李恕谷(璫)の墓志銘では彼の言を容れて顏習齋(元)に叛いたとし、清貧に甘んずるといつて晩年には蓄財に励んだと非難しているくらいなのに、萬斯同を説くのに方苞の文章をよりどころとしているのは、とりもなおさず両者の密切な關係を認めているからであらう。^{註7}

方苞の文學の理論的根幹は、つきつめれば義法の二字になるし、方苞の文學を説く人は必ずこの義法に言及している。『萬季野墓表』に出てくる義法の二字は、そのもっとも早い用例の一つであらう。ではいったい義法とは、どのような意味をもつ熟語だらうか。中國で最大の辭書として信頼されている商務印書館の『國語辭典』全四巻にもなければ、諸橋轅次博士の『大漢和辭典』全十三巻にも収録されていない。その他の中國の辭書でも『辭源』『辭海』には見あたらななし、漢和辭典でも手のとどく範圍内のもは調べてみたが、義法の文字の記載はない。とすれば、少くとも文學理論としてそれ程普遍性があるとはおもわれなくなってくる。事實、方苞以前の人には使用例は乏しく、直接『史記』の十二諸侯年表にさかのほれば次の用例がある。「孔子……故西觀周室、論史記旧聞、興於魯而次春秋。上記隱、下至哀之獲麟、約其辭文、去其煩重、以制義法。」と。「約其辭文」以下はじつに彼の文章の重要な性格であるが、『史記評林』には義法の説明はなく、滝川龜太郎博士の『史記會注考証』には義法に注して、「義法二字、始見乎此。自方苞掲出此二字、近時作

註。
ち是れである。」

また北京大学中文系文学専門化一九五五級集体編著『中国文学史』四では「又書貨殖伝後」から「所謂義法」「義即」「言有物」「法」即「言有序」を引用して、多分にその社会的役割には懷疑を差し挟みながらも、もしも抽象的に考えるならば「言有物」とは文章はとうぜん内容をもっていなければならないし、「言有序」とは文章は結構と脈絡をつけなければならないというのであるから、道理にかなっていて間違いないように見える。」と認めているのである。ただしこれらはもともとも適確な義法の定義となっているが、換言すれば義法とは、再組織の必要に迫られた載道文学が方苞を得て実現した、理論的武装の新段階の表現に外ならない。「僕学時違」(『与謝雲書』)というような孤立した学問的環境と、時文尊重の俗流に抗する緊張感とが彼の文章理論と文章を、いやがうえにも整肅峻峻(曾国藩の方文評)ならしめた。

少し視野を拡げて彼の立っている位置を測定しながら、この問題を考えてみよう。たとえば考証学派の祖である顧炎武が『日知録』で、文人華傲病を説き、「近代文章之病、全在華傲。」を主張しているのもわかるように、折から勃興しつつあった考証学は「僕学時違」と時には感じさせるほどの勢力をもちはじめたのだった。事實は康熙年間には唐宋八家文が流行しており、方苞はけっして孤立していたわけではない。また初期の考証学派・古文作家・宋学者・時文作家流は対立関係にあっただけではなく、大きな時代思潮の流れのなかではおなじような気風ももっている。考証学派の素樸・論理尊重の気風は方苞にも見られ、彼も明の古文家であり彼が尊重した帰有光あたりに比べれば、同時代人の気風をより多く持っている。この点では方苞の古文は唐宋以来の古文運動のなかでは、頑固ではあるがやや近代精神に近づいているというべきであろう。時文に対しては方苞はむしろ時文の古文化に努力したのであって時文の安易で華麗な文章には義法理論で正面から対抗した。また彼には純粹性を求め、不純な要素を排除していこうという願望が二倍強い。時代思潮に反撥し同時にその影響を知らぬ間に受けながら、古文のなかの餘裕派的要素(柳宗元は評価しなかった)を切り捨ててまで道統を守り抜こうとした。載道文学派の代表方苞は興隆期の考証学派を眼の前に見て、自衛本能からも最も極端な理論である義法をあとみだしたのである。しかるに皮肉にも全き復古というものはこの世には存在し得ようはずがない。指導原理は現実をはなれて古代に仰ごうとしながら、幼小の頃からある距離を保ってはいるが反逆的な知識人たちの生活態度に親しく接してきているかれは、その学問と

人格に牽れて反清的な知識人萬斯同に近づいているのである。彼の文学にはたしかに一種の矛盾がある。その矛盾を埋めようとする努力が、彼の文学にリアリティを与える源になっているのであろう。^註

萬斯同と義法との関係については後でまたふれることにして、今度は方苞が十八編の文中で使っている義法という言葉を一編づつ吟味して、方苞自身に義法の意味内容を定義してもらうことにしよう。幸い『方望溪先生年譜』には附録として『文目編年』が添えられており、使用例の跡を辿ることによってその理論的展開の道筋をすることも比較的容易である。ただしこの表には『史記評語』の記載を見ないが、入手者王定甫によって方苞の史記評本と断定された雍正十三年より以前の著作であることだけはたしかである。王氏の前に北平の黄氏の所蔵本であった事実を考えれば、さらに溯ることも可能となる。全集には収められていないが、方苞の義法理論を考えるうえで重要な著作『左伝義法举要』には、直弟子程崧の雍正六年の識語があるが、伝述者王兆符・程崧の二人が直接師の口授を受けたのももちろんそれよりはるかに以前で、識語の内容から察するに王兆符が弟子入りした康熙三十五年からあまりへだたらない頃の講義であろう。その他の文章を書かれた年代順にあげていくと、『読史記八書』『書案書序後』『書史記十表後』『答喬介夫書』『与程若韓書』はいずれも三十歳から五十歳の間で作で康熙五十六年以前、『萬季野墓表』は五十一歳で康熙五十七年、『沈編修墓誌』は六十三歳で雍正八年、『古文約選序』は六十六歳で雍正十一年、六十歳から七十歳の間にかかれたものに『光祿卿呂公墓誌』があり、五十歳から七十歳の間と推定されるものに『答申謙居書』があつて乾隆二年以前の作、『答尹元孚書』は七十七歳で乾隆九年の執筆に係わる。さらに多くは五十歳以後の作であるが年歳未詳文目に数えられるのは『書貨殖伝三首』『書漢書札染志後』『書漢書霍光伝後』『書五代史安重誨伝後』『書韓退之平淮西碑後』『書李習之盧担伝後』の六編である。してみると三十歳以降ではほぼ平均して義法に言及しているが二十代の文章のうちにはその例を見出しえない。しかしながら『萬季野墓表』で回想して義法を採りあげている場面は、二十代の方苞が萬斯同から聞いた事実であることに間違いなく、まず最も早く『義法』が問題になった例であろう。ただし先に挙げた『約以義法、而經緯其文。』は、たしかに萬斯同の言葉として書かれているが、平生方苞がしきりに口にしている『義法』を覚えていて萬斯同が使っているのか、それとも萬氏自身の意見として義法理論を持っていたのか曖昧である。この点をたしかめるには萬氏の著作『石園詩文集』二十卷に当るべきであるが、同書は『中国近三百年學術史』の著者によれば、すでに亡んでいて見ることはできない。詩文集の次に文

章理論に触れる可能性のある『明史稿』五百卷はなにぶんにも大部な著述であり未見であるので、同書に萬斯同の文章理論として「義法」が採り上げられるなにがしかの可能性だけを指摘するに止めておく。さて、萬氏がこの言葉を発するまでに述べているところは、
「凡実録之難詳者、吾以他書証之。」の運びになる。そしてさらに『昔人于宋史、已病其繁蕪、而吾所述将倍焉。非不知簡之為貴也。』
「吾恐後之人務博、而不知所裁、故先為之極、使知吾所取者、有可損、而所不取者、必非其事与言之真、而不可益也。」自分が詳しく書いたのは簡を知らないからではない。だから人がわが文を削るのはいい。しかし採らなかつたのは、事と言とが真実にはずれているからであり、増補してはいけないのだということを知らしめたからだと断言しているのである。「子誠以古文為事、則願一意于斯、就吾所述、約以義法、而經緯其文。」^{註10}の文章は、ここから導きだされる。ただし萬氏が説いている義法は実事求是の精神を踏えた真実の意味合が強く、方氏が説く道の文学を意味するのとはかなりニュアンスを異にする。故に相手の方青年が「以古文為事」のをしりながら、「就吾所述、約以義法。」のを期待しているのは、方苞が全生涯を費やして証明した文学的達成とはやや異なる可能性を萬氏はみていたのかもしれない。彼が示した史伝への興味に共通の趣好を見出していたであろうことは容易に想像されるし、その家系と生長した環境への共感から方苞の反骨の質をより多く反体制的にうけとっていたとおもわれる。

これ以降「義法」の問題に直接触れた文章で四十四歳前の執筆か、その頃のことを回顧したものと断定できるのは見あたらない。数えて四十四歳の時に起こった南山獄の事件、これは方苞文学の転機になっているが、それ以前の時期における重要な文学上の著作であると判断する『左伝義法挙要』と『史記評語』について述べてみたい。

まず前者では『左伝』のなかでとくに方苞の心をひいた齊連称管至父弑襄公・韓之戰・城濮之戰・邲之戰鄢陵之戰・宋之盟の六章を選んで、おのおのの文の段落ごとに短評を試み、各章のおわりでややまとまった批評をほどこし、全体をまとめている。程巖の識語もまた要領を得ている。まず弟子が師の文説の中心とし理解し書留めているうちで注目されるのは「先生曰、凡所論特為文之義法耳。学者宜或知之而非所急也、且左氏宮度為文之意衆人不知。」の箇所であり、「自程日討論數篇翻覆數過、然後知明於四戰之脈絡。則凡首尾開闔虛実詳略順逆斷統之義法、更無越此者矣。觀於宋之盟而紛縷細瑣包括貫穿之義法更無越此者矣。觀於無知之乱而行空絶迹諸法之奇

變、為漢以後文家所不能窺尋者具見矣。」の部分である。これらはいずれも方苞の『左伝義法挙要』中に根本的な主張として強調されるか、或いはここで、要約されている言葉をもちいてさらに詳細に述べられているところである。ここでは丁寧を紹介する余裕がないために、同書での方苞の結びの一句をあげておきたい。「左伝傳文以前義法謹嚴、辞亦簡鍊、宣成以後義法之精深如前、而辞或澆漫矣。故於篇中可雜爰者、句畫以示其略。」彼がもっとも尊重した『左伝』すら批判の対象からまぬがれることができなかったし、「義法」を、「辞」と並べて使っている点などほとんど義の意味に近づけているのも問題になるが、なによりもまず終始一貫して義法を説き続けた著者の姿勢が示されているというべきであらう。

『史記評語』^{註11}に移ろう。この書物の巻頭にも前者と同様邵懿辰の識語があり、方苞理論の中心を義法に見出している。「望溪別有史記注補正、而茲評所開究尤多。学者由是可惜作史為文之義法、宜編附文集。」なるほど全文中「義法」という言葉だけでも十箇所にわたってあらわれ、前掲の青木博士及び北京大学の文学史の定義のよりどころである「義、即易之所謂、言有物也。法、即易之所謂、言有序也義以為經、而法緯之、然後為成体之文。」（『文書寶庫傳後』に全）（『同文の説明がある。』）が出てくる。慎重におなじ事実を取扱うにもおなじ表現をさけた方苞が、一字の違いすらまったくない説明をしているというのは、よほどこの表現に過不足ない安定感を抱いたからであらう。この説明が公式のものであり、もっとも懇切丁寧なものであるとすれば、『萬季野墓表』と『左伝義法挙要』の結びでの義法は、それぞれの極を示すものになる。

この『史記評語』に見える通常の用例をいくつかあげておくと、「觀此可識本紀列伝記事与言之義法。」であり、「此三語、著為留侯立伝之大指。紀事之文、義法尽於此矣。」さもなくば「……則語無而氣漫矣。變化無方、各有義法。」となる。また『書韓退之平淮西碑後』の書出しの「碑記墓誌之有銘、猶史有贊論。義法創自太史公、其指意辞事、必取之本文之外。」とか「夫秦周以前、学者未嘗言文。而文之義法、無一之不備焉。」のような使い方をしている。

以上のように義法は実に方苞の理論の根幹を成していたのであるが、彼の周辺にいた弟子たち、及びその批判者には方苞が主張した以上に強く義法がひびいた節がある。方苞の文学となると彼等はきままって義法を問題にしているからである。この点、方苞の弟子たちのうち一番大物の劉大櫓が積極的に義法を説かず、孫弟子の姚鼐がまた同様に理論を説くに当って他の表現を好んだことは義法の寿命

を縮めるとともに、義法を方苞個人の表象たらしめるのに与って力あったとおもわれる。

五

最後に方苞の文学に大きな影響を及ぼした南山集事件について述べよう。同事件の中心人物である戴名世はやはり桐城の人、明朝に志を寄せた文学者である。『清史稿』文苑の一にいう。「名世……授知县棄去、自是往来燕赵齐鲁河洛呉越之間壳文爲活。喜読太史公書考求前代奇節瑣行、時時著文以自抒瀟鬱氣逸発不可控御。諸公貴人畏其口、尤忌嫌之。……康熙四十八年、年五十七始中式会試第一、殿試一甲二名及第、授編修。……集中有与余生書称明季三王年号、又引及方孝標演黔紀聞。当是時、文字禁網嚴。御史趙申喬奏劾南山集悖逆、遂逮下獄。孝標已前卒、而苞与之同宗又序南山集坐是。……又以大学士李光地言宥苞及其全宗申喬有清節、惟與此獄獲世譏云。」彼は晩年まで反清の志を抱いていたが、ついに明朝光復の道がまったく閉ざされたことを見定めて転向を計って成らず、折から全国的に吹荒れた文字の獄で知られる言論弾壓の渦中にまきこまれたのだった。『清代禁燬書目』を一見しただけであまりにも禁書の範圍がひろいのには驚かされるが、ひと度その対象にされると当人はもちろん一族にまで罰がおよぶ仕組になっていた。(なお南山集は光緒十六年五月が重訂し宋濬の偽名で刊行)方苞が連座したのはたんに『南山集』に序文を書いたからという理由だけではない。名世は多く『演遊紀聞』中の語を取ったが、姓のみいって名まで書かなかったので、世人はついに文名一世に轟いていた方苞を方孝標と間違えてしまっていたのである。彼は反逆思想の持主であり国家に対する罪人として江寧県獄に繋がれたが、訊問の結果この点の嫌疑は幸いにも晴れた。しかしながら孝標の一族として何時死刑の沙汰が下されるかわからない、死と向い合っている日は容易には去らなかつた。この間の事情は橋本循博士の『方望溪々(一)略伝』では特に詳細である。康熙五十年十月には県獄、十一月には京師に、翌四十五歳は獄中にあり、四十六歳の三月獄始めて決し、かれは罪免ぜられて漢軍に隸属することになる。この一年有半におよぶ在獄中もとも心にかけたのは老母に余計な心配をかけないことであつたが、無実の罪なのでこの点は疚しいところなく、『礼記析疑』『喪礼或問』の著述に励んで倦まなかつたのである。しかし牢獄での体験は深刻である。前掲北京大学の文学史が「しかしながら、方苞と姚鼐の文集中に、すぐれた文章がないわけではない。方苞の『獄中雜記』『左忠毅公逸事』や姚鼐の『登泰山記』などは、いずれもすぐる精彩ある筆致を示している。かれら

の執筆の態度は嚴肅をきわめ、文章も構成の謹嚴とか、言葉の洗練とか、措詞の穩当とか、立意の明確とかいう長所をそなえている。これはやはりわれわれが手本とするにたるものである。」といひ、復且大学の文学史でもおなじく『左忠毅公逸事』、『高陽孫文正公逸事』とともに称揚している『獄中雜記』は、この環境のなかで見ると、感すべきものを感じて一層深く現実のなかに入ることができた柔軟で強靱な筆力を示している。橋本博士の文章と、それにつづく方苞の文章を引用しておこう。

「なお望溪の集中『獄中雜記』の一篇は陰暗なる監の結構の事から、監中に於ける伝染病の流行、貪狼飽くなき獄吏の不公平、刑執行の手段のことなど巨細に瓦りて窮愁限りなき獄中生活の見聞を記したもので人をして卒読面を背かしめるものがある。試みに一節を録すれば、

余在刑部獄。見死而由竇出者。日四三人。有洪洞令杜君者。作而言曰。此疫作也。今天時順正。死者尚希。往歲多至。日十數人。余叩所以。杜君曰。是疾易傳染。違者雖戚屬不敢同臥起。而獄中為老監者四。監五室。禁卒居中央。矚其前以通明。屋極有窓以達氣。旁四室則無之。而繫囚常二百余。每薄暮。下管鍵。矢溺皆閉其中。與飲食之氣相薄。又隆冬。貧者藉地而臥。春氣動。鮮不疫矣。獄中成法。質明啓鑰。方夜中。生人与死者並踵頂而臥。無可旋避。此所以染者衆也。の如きである

ここにあるのはすでに六經の言葉ではなく自分の言葉であり、深刻な現実觀察の眼には一段の進歩が認められる。その試鍊を乗越え李光地と康熙帝のお蔭で危うい命を存えた方苞は、当然のことに皇帝の恩義を深く感ずるようになる。康熙帝が方苞の才を愛していたことは事実であろうが、清朝の漢民族知識人に対する弾圧と懐柔の巧妙な使い分けを見るべきである。まことに帝は、史上まれに見る英遇な専制君主であった。武英殿總管に殊論して、「戴名世案内方苞學問天下莫不聞。可召入南書房。」と。もちろん方苞その人の能力が人に抜きんでていたためであろう。奏進する毎に嘉賞されて、たちまち「此即翰林中老輩兼旬就之、不能過也。」といった名譽を荷うにいたる。六十一年には武英殿修書總裁。雍正帝の下で内閣學士・教習庶吉士・一統志總裁・皇清文類副總裁。乾隆帝の御世には三礼義疏副總裁禮部侍郎の要職を歴任し、『清史稿』では文苑伝にはなく列伝七十七の政治家のなかに分類されているくらいである。天下國家の役に立たない文学のための文学を輕視した方苞にとって、これはあるいは本望であったかもしれない。

さて、わたくしは南山集事件を述べ、ついで政治家としての順風滿帆の出世ぶりを述べたが、その政治経歴を吟味してみるとすべて

京官であり、それも彼の文才を發揮するのに極めて好都合な地位ばかりであることに氣附くのである。彼の字間は碩学錢大昕の説くごとく、それほど際立ったものではあるまい。しかしながらその文章は「高下浅深純駁、各肖其人、而不可以相易。」〔『鴈青山人詩序』にある方苞の父の言葉〕であって、その人柄に似て地味ながら簡練よく意を尽している。例えば比喩などにおいても韓愈のような派手なところがなく、また隠喩が少ない。時代思潮の影響も当然ここに考えられよう。彼の文学は復古的な衣裳は着ているが、当時の政治家の仲間に入ればやはり一番内容的には進んだ文章を書いていたということではできよう。

以上のような出獄以来の政治経歴だけを見れば、南山集禍は禍い転じて福となりかえってよい結果を生んだようにおもわれるが、この事件にあまりにも多く触れた文章をその文集中に見出す時、ふたたびわたくしはその幼年時代青年時代を通じて彼の周辺にあった人々に、反体制、即ち清朝にたいして反感を抱いていた人人があまりに多く現れていることを想起せざるを得ない。詳しくは数えていないが、長短ませて数十個所にわたって南山集の事件にふれた文字を見出すのは、時の政府の高官にふさわしくない振舞いのように感ぜられてくる。これらは弁解の言葉としてではなく、きわめて日常的のそのようにしてでてくるのである。なぜ彼はこの事件にたとえ一言でも言及しようとするのか。当時の心ある士大夫層には、文字の獄にひそかに同情を寄せる雰囲気はかなりあったとも考えられるしその人人に多少ともこの事件について知ってもらいたいと考えたからだろうか。わたくしには依然として疑問である。ただ南山集事件以来の矛盾した環境のなかでの現実直視の傾向から、すべて事実を事実として述べるだけなのか。これらがすべてからまっているような気もするが、方苞の文学に単純な断定を許さないものを含んでいることだけはたしかである。

(一九六一・三・三十一)

註1 狩野直喜「中国哲学史」(岩波) P492

殊に三礼義疏の如きは、方苞が専ら力を用いたものであって、彼れの著なる周官集注十二卷・儀礼析疑十七卷礼記析疑四十六卷と毫も異なつて居ない。又、苞は所謂桐城派の祖となつた文士であつて、宋儒を奉じ、礼の名物度数の如きはその長処ではない。それ故、義疏の如きは漢学者よりは其の失を議するもの少くない。

註2 『鴈青山人詩序』苞童時、侍先君子与錢飲光・杜千皇諸先生・以詩相唱和・慕其鏗鏘・欲竊效焉。

註3 戴名世『方逸巢先生詩稿序』吾嘗侍先生側、竊聞先生之論詩矣。先生曰、詩之為道、無異於文章之事也。

註4 顧炎武『日知錄』に「詩不必人人皆作」の項があり、古人には皆作の習慣がないことを述べているのは、当時の人が誰しも作ったことへの批判からである。

註5 『田間先生墓表』先君子問居、每好言諸前輩志節之盛、以示苞兄弟。然所及見、惟先生及黃岡二杜公耳。

註6 橋本循『方望溪』(一)『芸文』而して望溪は親に事ふる根本は喪祭二礼を謹み行うに在りとなした。これ彼に『喪礼或問』の著ある所以であつて、これを知れば前述せしが如く、彼が弟叔塗の含歎を視ることの出来なかつたことを終身の憾とした所以もおのづから了解し得るのである。

註7 梁啓超『清代學術概論』の方がより客観的な敘述に近い。同書では錢大昕の否定的意見「方氏所謂古文、義法者、特世俗選本之古文。……法且不知、義更何有。……若方氏真不讀書之甚者。吾兄特以其波瀾意度近於古而喜之。」(『潛研堂集』三十三互友人書)を援引。

註8 イ、沈延芳『方望溪先生伝書後』(『碑伝集』卷二十五)但南宋元明以来、古文義法久不講。吳越間遺老尤放恣、或雜小説家、或沿翰林旧体、無一雅潔者。古文中不可入語録中語、魏晉六朝人……

口、面白いことには、このように嚴格な古文学家方苞の家にも小説本はあつた。そして母を慰めるために妻に命じて小説を朗読させている。『亡妻蔡氏哀辭』壬午夏、吾母肝疾驟劇、正昼煩贖、不可過。命妻、誦禪官小説、以遣之。

ハ、時事語は忌むところではなく、この程度の国際知識は備えていた。『与鄂張兩相國論判駁西辺書』聞大西洋去荷蘭國不遠。西洋國俗、所不可欠者、惟內地之茶、不識俄羅斯、荷蘭諸部、亦類茶以愈熱疾否。

註9 北京大学『中国文学史』四、方苞の關於写文章運用語言方面的清規戒律、在實踐時是不易完全遵守的。

註10 全祖望『前侍郎桐城方公神道碑銘』(『結綺亭集』卷第十七)古今宿儒、有經術者或未必兼文章、有文章或未必本經術。……吾鄉萬徵君季野最奇之。因告之曰、勿說無益之書、勿為無益之文。公終身誦以為名言、自是一意窮經。

萬氏の影響力には見るべきものがあつた。

註11 内藤虎次郎『支那史学史』史記に対する批評の中、最も観るに足るものは方苞のものである。方苞は大体史記の一部分づつに就て批評をする体裁で書いているが、その中には全般に亘つた批評をも含んでいる。全般に亘つた批評の主なものとしては、義法ということを書いて出している。

……義法というのは易の言葉では、義は言、有物ということ、法は言、有序ということであるといっている。方苞はこれを貨殖伝の批評の中で云っているのであるが、実は全体の批評であつて、つまり司馬遷は春秋の義法を發明し、これによって歴史を書いたが、班固以後の歴史家はこの義法を心得ず、これが文章の衰え、史法の衰えた所以であるという議論である。

註12 蘇惇元『方望溪先生年譜』五十年辛卯……下刑部獄。其序文、実非先生作也。(見本伝及結感録恕谷後集)序文は取消してはいるが、方苞の筆であらう。